

令和元年9月  
大東市議会  
定例会議会議案

条例新旧対照表  
(その1)

議案第56号 ～ 議案第62号

## も く じ

・議案第56号	大東市災害弔慰金の支給等に関する条例-----	2
・議案第57号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例-----	6
	大東市職員の分限に関する条例-----	8
	大東市一般職の職員の給与に関する条例-----	8
	大東市職員の退職手当に関する条例-----	10
	大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例-----	12
	大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店 に関する条例-----	12
・議案第58号	大東市附属機関条例-----	16
・議案第59号	大東市基金条例-----	20
・議案第60号	大東市市税条例	
	(1) 公布の日等施行分-----	22
	(2) 令和3年4月1日施行分-----	36
	大東市市税条例等の一部を改正する条例-----	38
・議案第61号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例	
	(1) 公布の日施行分-----	40
	(2) 令和元年11月5日施行分-----	50
・議案第62号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例-----	54

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

新
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）</u></p> <p><u>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）</u></p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第16条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 ～ 第13条 （略）</p> <p><u>（保証人及び利率）</u></p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>災害援護資金</u>の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p><u>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>

主要改正点

- ・災害援護資金の貸付けの利率を下げるとともに、保証人の有無により、その利率を変更することとしたこと。
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
<p>第1条 ～ 第13条 （略）</p> <p><u>（利率）</u></p> <p><u>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。</u></p> <p>（償還等）</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還<u>又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、<u>貸付金</u>の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p><u>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>

## 新

する。

### 第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 旧

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

## 議案第57号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

大東市職員の分限に関する条例

大東市一般職の職員の給与に関する条例

大東市職員の退職手当に関する条例

大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例

## 主要改正点

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、条文中の文言を整理したこと。

## 新旧対照表

新
(大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例)
第1条 ～ 第3条 (略)
(欠格条項)
第4条 (略)
(1) (略)
(2) <u>第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> (分限)
第5条 (略)
2 (略)
(1) <u>前条第1号に掲げる者に該当することとなった場合</u>
(2) (略)
第6条 ～ 第12条 (略)

旧
第1条 ～ 第3条 (略)
(欠格条項)
第4条 (略)
(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u>
(2) (略)
(3) <u>第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> (分限)
第5条 (略)
2 (略)
(1) <u>前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなった場合</u>
(2) (略)
第6条 ～ 第12条 (略)

## 新

### (大東市職員の分限に関する条例)

第1条 ～ 第5条 (略)

(失職の例外)

第6条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないものとするができる。

2 (略)

第7条 (略)

### (大東市一般職の職員の給与に関する条例)

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第29条第5項の規定を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 ～ 7 (略)

第27条の2 (略)

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) ～ (4) (略)

## 旧

第1条 ～ 第5条 (略)

(失職の例外)

第6条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予されたものについては、情状により特にその職を失わないものとするができる。

2 (略)

第7条 (略)

第1条 ～ 第26条 (略)

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第27条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第29条第5項の規定を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 ～ 7 (略)

第27条の2 (略)

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員、(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3) ～ (4) (略)

## 新

第27条の3 (略)

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、市長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 ～ 6 (略)

第28条の2 ～ 第28条の4 (略)

(休職者の給与)

第29条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6 (略)

第30条 ～ 第37条 (略)

(大東市職員の退職手当に関する条例)

第1条 ～ 第11条 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 (略)

## 旧

第27条の3 (略)

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、市長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 ～ 6 (略)

第28条の2 ～ 第28条の4 (略)

(休職者の給与)

第29条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6 (略)

第30条 ～ 第37条 (略)

第1条 ～ 第11条 (略)

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 (略)

## 新

- (1) (略)
- (2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 ～ 3 (略)

第13条 ～ 第21条 (略)

### (大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)

第1条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

- (1) (略)
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) (略)

2 ～ 7 (略)

第15条の2 ～ 第19条 (略)

### (大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例)

第1条 ～ 第8条 (略)

(指定工事店の指定)

第9条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

## 旧

- (1) (略)
- (2) 法第28条第4項の規定による失職 (法第16条第1号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職をした者

2 ～ 3 (略)

第13条 ～ 第21条 (略)

第1条 ～ 第14条 (略)

(退職手当)

第15条 (略)

- (1) (略)
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合を除く。) をした者

(3) (略)

2 ～ 7 (略)

第15条の2 ～ 第19条 (略)

第1条 ～ 第8条 (略)

(指定工事店の指定)

第9条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) (略)

## 新

ア (略)

イ 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として規程で定めるもの

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(5) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

第10条 ～ 第18条 (略)

## 旧

ア (略)

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者

(5) ～ (6) (略)

2 ～ 3 (略)

第10条 ～ 第18条 (略)

大東市附属機関条例 新旧対照表

新			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	<u>大東市総合計画・総合戦略審議会</u>	<u>大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項</u> についての調査審議に関する事務	15人以内
	大東市地域公共交通会議	<u>本市域の公共交通に関する計画及び本市域の実情に応じた公共交通の態様、運賃等</u> についての調査審議に関する事務	40人以内

主要改正点

- ・大東市総合計画審議会の名称及び担任する事務を変更したこと。
- ・大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議を市長の附属機関から削除したこと。
- ・大東市地域公共交通会議の担任する事務を変更したこと。

旧			
本則 (略)			
別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務	委員の定数
市長	<u>大東市総合計画審議会</u>	大東市総合計画に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	<u>大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議</u>	<u>大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策</u> についての審議に関する事務	<u>15人以内</u>
	大東市地域公共交通会議	<u>地域の実情に応じた一般乗合旅客自動車運送の様態、運賃等</u> についての調査審議に関する事務	40人以内

新

--	--	--	--	--

旧

--	--	--	--	--

大東市基金条例 新旧対照表

新	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市ふるさと振興基金	(略)
<u>大東市森林環境譲与税基金</u>	<u>森林の整備及び当該整備の促進に関する施策の実施に資するため資金を積み立てること。</u>
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

主要改正点

- ・大東市森林環境譲与税基金を設置したこと。

旧	
第1条 (略)	
(設置)	
第2条 (略)	
基金の名称	設置の目的
大東市ふるさと振興基金	(略)
2 ～ 3 (略)	
第3条 ～ 第8条 (略)	

# 議案第60号

## 大東市市税条例

### 大東市市税条例等の一部を改正する条例

新
<大東市市税条例>
(公布の日等施行分)
第1条 ～ 第34条の6 (略)
(寄附金税額控除)
第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号から第3号までに掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
2 <u>法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例(平成26年大阪府条例第135号)第2条に規定する指定寄附金(市長が指定するものを除く。)</u> とする。
3 <u>第1項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u> に定めるところにより計算した金額とする。
第34条の8 ～ 第36条 (略)
(市民税の申告)
第36条の2 (略)

### 主要改正点

- ・前年の合計所得金額が1,350,000円以下の単身児童扶養者に対し、個人住民税の非課税措置を講じたこと。
- ・環境性能割を臨時的に軽減する等、軽自動車税に係る見直しを行ったこと。

### 新旧対照表

旧
第1条 ～ 第34条の6 (略)
(寄附金税額控除)
第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
2 <u>前項の特例控除額は、法第314条の7第11項に定めるところにより計算した金額とする。</u>
第34条の8 ～ 第36条 (略)
(市民税の申告)
第36条の2 (略)

## 新

2 ～ 4 (略)

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

第36条の3

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 ～ 5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法

## 旧

2 ～ 4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

第36条の3

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

2 ～ 5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければな

## 新

第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

## 旧

らない。

(1) ～ (2) (略)

(3) (略)

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

## 新

2 (略)

第37条 ~ 第145条 (略)

### 附 則

第1条 ~ 第15条の3 (略)

#### (軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

#### (軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第15条の4の2 市長は、当分の間、第81条の2第2号の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の4の3 (略)

2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当

## 旧

2 (略)

第37条 ~ 第145条 (略)

### 附 則

第1条 ~ 第15条の3 (略)

第15条の4 (略)

## 新

該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第15条の5 ～ 第15条の7 (略)  
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82

## 旧

第15条の5 ～ 第15条の7 (略)  
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

## 新

条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>
<u>第2号ア(ウ)(I)</u>	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>
<u>第2号ア(ウ)(II)</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>
<u>第2号ア(ウ)(I)</u>	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
<u>第2号ア(ウ)(II)</u>	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間

## 旧

## 新

に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
<u>第2号ア(ウ)(I)</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
<u>第2号ア(ウ)(II)</u>	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の3 ～ 第29条 (略)

## 旧

第16条の2 削除

第16条の3 ～ 第29条 (略)

## 新

(令和3年4月1日施行分)

本則 (略)

附 則

第1条 ～ 第15条の8 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初  
回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以  
後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に  
掲げる字句とする。

表 (略)

2 ～ 4 (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用  
の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月  
1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度  
分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月  
31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別  
割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前

## 旧

本則 (略)

附 則

第1条 ～ 第15条の8 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初  
回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以  
後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に  
掲げる字句とする。

表 (略)

2 ～ 4 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前  
条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうか  
の判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国  
土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

## 新

条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 ～ 3 （略）

第16条の3 ～ 第29条 （略）

### <大東市市税条例等の一部を改正する条例>

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条の改正規定 （略）

第24条第1項第2号中「又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円）を「、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円）」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第34条の2の改正規定 ～ 附則第28条の改正規定 （略）

第2条 ～ 第6条 （略）

## 旧

2 ～ 3 （略）

第16条の3 ～ 第29条 （略）

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条の改正規定 （略）

第24条第1項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第34条の2の改正規定 ～ 附則第28条の改正規定 （略）

第2条 ～ 第6条 （略）

議案第61号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例 新旧対照表

新
(公布の日施行分)
<u>(趣旨)</u>
第1条 (略)
(定義)
第2条 (略)
(1) 印鑑登録証 印鑑の登録者を識別するため、当該 <u>登録者</u> に係る磁気情報を入力できるカードをいう。
(2) 外国人住民 日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の上欄に掲げる者で、 <u>本市が備える住民基本台帳に記録されているもの</u> をいう。
(登録の資格)
第3条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき、 <u>本市が備える住民基本台帳に記録されている者</u> とする。
2 (略)
(登録の申請)
第4条 (略)
2 前項の場合において、登録申請者が、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書類を添えて代理人により申請することができる。
(登録印鑑の制限)
第5条 (略)
2 (略)
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称 <u>(住民基本台帳法施行令</u>

主要改正点

- ・住民基本台帳法施行令の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
<u>(目的)</u>
第1条 (略)
(定義)
第2条 (略)
(1) 印鑑登録証 印鑑の登録者を識別するため、当該 <u>印鑑登録者</u> に係る磁気情報を入力できるカードをいう。
(2) 外国人住民 日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45の表の上欄に掲げる者で、 <u>本市の住民基本台帳に記録されている者</u> をいう。
(登録の資格)
第3条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法に基づき、 <u>本市の住民基本台帳に記録されている者</u> とする。
2 (略)
(登録の申請)
第4条 (略)
2 前項の場合において、登録申請者が <u>疾病その他やむを得ない事由により</u> 、自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書類を添えて代理人により申請することができる。
(登録印鑑の制限)
第5条 (略)
2 (略)
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の

## 新

(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) ～ (6) (略)

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記載(住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑を登録することができる。

(登録申請の確認)

第6条 市長は、第4条第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを、規則で定めるところにより確認しなければならない。

(印鑑の登録)

第7条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)

(5) ～ (7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(9) (略)

2 前項各号に掲げる事項のうち、印影以外のものについて登録する印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。

(印鑑登録証の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定により印鑑を登録したときは、当該印鑑の登録を受けた者(以下「印鑑登録者」という。)又はその代理人に印鑑登録証を交付するものとする。

## 旧

一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) ～ (6) (略)

3 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑を登録することができる。

(登録申請の確認)

第6条 市長は、第4条第1項の申請を受けたときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを、規則で定めるところにより確認しなければならない。

(印鑑の登録)

第7条 (略)

(1) ～ (3) (略)

(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(5) ～ (7) (略)

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

(9) (略)

2 前項各号に掲げる事項のうち、印影以外のものについて登録する印鑑登録原票については、磁気テープ等をもって調製することができる。

(印鑑登録証の交付)

第8条 市長は、前条の規定により印鑑を登録したときは、当該印鑑登録をした者(以下「印鑑登録者」という。)に印鑑登録証を交付するものとする。

## 新

る。

(印鑑登録証の再交付)

第9条 印鑑登録証が著しく汚損又は毀損したとき（登録番号が判読又は識別できないときを除く。）は、印鑑登録者又はその代理人は、当該印鑑登録証を添えて市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証を再交付するものとする。

第10条 (略)

(印鑑登録の廃止)

第11条 (略)

(1) 印鑑の登録を廃止しようとするとき。

(2) ～ (4) (略)

2 前項の印鑑の登録の廃止の申請については、第4条第2項の規定を準用する。この場合において、「前項」とあるのは「第11条第1項」と、「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と読み替えるものとする。

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を職権で消除するものとする。

(1) (略)

(2) 印鑑登録者の氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）したとき。

(3) (略)

## 旧

(印鑑登録証の引替交付)

第9条 印鑑登録証が著しく汚損又はき損したとき（登録番号が判読又は識別できないときを除く。）は、印鑑登録者又はその代理人は、当該印鑑登録証を添えて市長に印鑑登録証の引替交付を申請することができる。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証を交付するものとする。

第10条 (略)

(印鑑登録の廃止)

第11条 (略)

(1) 印鑑登録を廃止しようとするとき。

(2) ～ (4) (略)

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(1) (略)

(2) 印鑑登録者の氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が第5条第2項第1号に該当することとなったとき（登録されている印鑑が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の場合にあっては、同条第3項に該当しなくなったとき。）。

(3) (略)

(4) 前条の規定による申請があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録を消除すべきものと認めるとき。

## 新

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が印鑑の登録を職権で消除すべきものと認めるとき。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定により読み替えて準用する第4条第2項の規定による印鑑の登録の廃止の申請があったときは、その内容を審査した上、当該申請に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(印鑑登録証明書)

第13条 市長は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（電子計算組織の出力装置により作成されたものを含む。）に第7条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項を記載して、印鑑登録証明書を作成する。

2 事故その他の事由により、前項に定める方法により印鑑登録証明書を作成することができない場合は、市長が別に定める方法により作成することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

(個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付申請)

第15条 (略)

(閲覧)

第16条 印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類及び磁気ディスクは、法令に定めがある場合を除き、閲覧に供しない。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

## 旧

(印鑑登録証明書)

第13条 市長は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（電子計算組織の出力装置により作成されたものを含む。）に第7条第1項第4号から第8号までに掲げる事項を記載して、印鑑登録証明書を作成する。

2 事故その他の事由により、前項に規定する方法により印鑑登録証明書を作成することができない場合は、市長が定める方法により作成することができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第14条 (略)

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

(個人番号カードによる印鑑登録証明書の交付申請等)

第15条 (略)

(代理人)

第16条 印鑑登録者が第8条又は第11条の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

(閲覧)

第17条 印鑑登録原票その他印鑑の登録又は証明に関する書類及び磁気テープ等は、法令に定めがある場合を除き、閲覧に供しない。

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

## 新

### 附 則

#### 1 (略)

##### (旧登録証の引換え)

2 市長は、平成9年9月1日以後、改正前の大東市印鑑登録及び証明に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく印鑑登録証(以下「旧登録証」という。)の交付を受けている印鑑登録者又はその代理人から、改正後の大東市印鑑登録及び証明に関する条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく印鑑登録証(以下「新登録証」という。)への切替えの申出があったときは、旧登録証との引換えにより、当該申出を行った者に対し、新登録証を交付するものとする。

##### (経過措置)

3 旧登録証は、新登録証とみなす。

4 旧条例の規定により行われた申請、登録その他の行為は、新条例の規定により行われたものとみなす。

## 旧

### 附 則

#### 1 (略)

##### (旧印鑑登録証の引替)

2 市長は、平成9年9月1日(以下「施行日」という。)以後、改正前の大東市印鑑登録及び証明に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき印鑑登録証を受けている印鑑登録者から、改正後の大東市印鑑登録及び証明に関する条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく印鑑登録証(以下「新登録証」という。)への切り替えの申出があったとき又は第9条に規定する印鑑登録証の引替交付の申請があったときは、新登録証を引替交付するものとする。

##### (経過措置)

3 新条例施行の際現に交付されている印鑑登録証は、次の各号に掲げる場合に依じて施行日から当該各号に掲げる日まで新登録証とみなす。

(1) 第11条の規定により廃止の申請をしたとき 申請の日

(2) 第12条の規定により印鑑登録を職権で消除したとき 消除の日

(3) 附則第2項の規定により旧登録証を新登録証に引き替えたとき 引替交付の日

4 旧条例の規定により行われた申請、届出、登録、証明等は、新条例の規定により行われたものとみなす。

##### (外国人に係る登録の消除及び修正)

5 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者(以下この項において「外国人」という。)が受けた印鑑の登録の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)の施行の日(平成24年7月9日。以下この項において「法施行日」という。)の前日において印鑑の登録を受けている外国人で、法施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については法施行日において職権で消除するものとし、当該職権で消除される者に対しその旨を通知するものとする。

(2) 市長は、法施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人で、法施行日にお

## 新

(令和元年11月5日施行分)

第1条～第4条 (略)

(登録印鑑の制限)

第5条 (略)

2 (略)

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)

又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

3 (略)

第6条 (略)

(印鑑の登録)

第7条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(5)～(9) (略)

2 (略)

## 旧

いてもなお印鑑の登録を受けることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じたときは、法施行日において職権で当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

第1条～第4条 (略)

(登録印鑑の制限)

第5条 (略)

2 (略)

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) (略)

3 (略)

第6条 (略)

(印鑑の登録)

第7条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)

(5)～(9) (略)

2 (略)

第8条～第11条 (略)

## 新

第8条 ～ 第11条 (略)

(印鑑登録の消除)

第12条 (略)

(1) (略)

(2) 印鑑登録者の氏 (住民票に記載がされている旧氏を含む。) 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更 (登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。) したとき。

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第13条 ～ 第19条 (略)

## 旧

(印鑑登録の消除)

第12条 (略)

(1) (略)

(2) 印鑑登録者の氏又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。) を変更 (登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。) したとき。

(3) ～ (4) (略)

2 (略)

第13条 ～ 第19条 (略)

議案第62号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

新		
本則 (略)		
別表第1 (第4条関係)		
執行機関	事務	
市長	(略)	
	(4) (略)	
	<u>(5)</u> (略)	
	<u>(6)</u> (略)	
別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報
市長	(略)	(略)
	(8) (略)	(略)

主要改正点

- ・個人番号を利用する事務から、大東市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務及び大東市私立幼稚園児保護者補助金の交付に関する事務を削除したこと。

新旧対照表

旧		
本則 (略)		
別表第1 (第4条関係)		
執行機関	事務	
市長	(略)	
	(4) (略)	
	<u>(5) 大東市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 (平成26年要綱第27号) による大東市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
	<u>(6) 大東市私立幼稚園児保護者補助金交付要綱 (平成26年要綱第28号) による大東市私立幼稚園児保護者補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
	<u>(7)</u> (略)	
	<u>(8)</u> (略)	
別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報
市長	(略)	(略)
	(8) (略)	(略)

新

<u>(9)</u> (略)	(略)
<u>(10)</u> (略)	(略)
<u>(11)</u> (略)	(略)
<u>(12)</u> (略)	(略)
<u>(13)</u> (略)	(略)

旧

<u>(9) 大東市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による大東市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>(10) 大東市私立幼稚園児保護者補助金交付要綱による大東市私立幼稚園児保護者補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>(11)</u> (略)	(略)
<u>(12)</u> (略)	(略)
<u>(13)</u> (略)	(略)
<u>(14)</u> (略)	(略)
<u>(15)</u> (略)	(略)